

H30 決算審査・令和元年度定期監査等の結果報告《抜粋》

令和元年 9 月

東御市監査委員 北澤 昌雄
東御市監査委員 塩川 壽友
東御市監査委員 佐藤 千枝

I 決算の審査（地方自治法第 233 条第 2 項・地方公営企業法第 30 条第 2 項及び第 3 項） 結果

1 一般会計及び特別会計決算の審査結果

- (1) 直面している厳しい社会情勢や市民ニーズ・行政需要の変化に的確かつ積極的に対応され、重点的・効率的な事務事業の執行に当たられた。
その結果、住民福祉の充実に向かって順調に進捗していると認めた。
- (2) 審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類は、基準に従い適切に作成されており、試査の範囲において客観かつ総合的に勘案すれば、平成 30 年度決算については、適確かつ良好とすることが相当と認めた。
- (3) 財産の管理など財務に関する事務の執行は、適正に処理されている。
- (4) 後述の審査意見や別途報告の令和元年度定期監査等報告書に記述したとおり、改善や留意すべき事項が存在する。今後一層の改善努力を求める。

2 公営企業会計決算の審査結果

- (1) 提出された関係書類は、所定の基準に準拠して作成・処理されており、その計数は正確であり、経営成績並びに総合収支、財政状況が適切に表示されていると認めた。
- (2) 平成 26 年度より、地方公営企業における会計制度の見直しによる新会計基準に沿って適正に会計処理されていると認めた。
- (3) 水道事業会計は、独立採算制の趣旨に沿って予算編成がされ、設備の維持等の経費削減に努められた結果、平成 30 年度純利益 133,317 千円となったが、前年度純利益 134,656 千円と比べて 1,339 千円減少した。
- (4) 下水道事業会計は、適正・迅速な執行体制の中、独立採算制の趣旨に沿って予算編成がされ、設備の維持・修繕等の経費削減に努められた結果、平成 30 年度純利益 127,514 千円となったが、前年度純利益 142,704 千円と比べて 15,190 千円減少した。
- (5) 病院事業会計は、病床稼働率が 76.8%で前年度に比べ 5.0 ポイント上昇し、同床規模の全国公立病院平均を上回っている。また、一日平均患者数の内、入院患者数は 46.1 人で前年度に比べ 3.0 人増加し、外来患者数は 320.4 人で前年度に比べ 8.8 人の増となった。
公立病院として地域住民の医療ニーズに応えるように努められた結果、入院患者数をはじめ、

外来患者数及び健康診断・人間ドックの受診者増のほか、経費削減等の成果により、医業収益は平成30年度1,549,939千円と前年度決算額1,433,090千円と比べて116,849千円増加した結果、一般会計からの繰入金は減少した。

II 基金の運用状況の審査（地方自治法第241条第5項）結果

当基金の運用につきましては、繰り入れ、取り崩し状況とも、その基金の設置目的に従って管理されており、特に指摘すべき事項はない。

III 財政健全化・経営健全化比率審査（地方財政健全化法第3条・同22条）結果

1 財政健全化判断比率審査結果

(1) 審査における所見

ア 実質赤字比率 (△4.43%)

実質収支が黒字のため当該比率は、負の値で表示され数値は存在しない。

よって、特に指摘すべき事項はない。

イ 連結実質赤字比率 (△22.68%)

実質収支が黒字のため当該比率は、負の値で表示され数値は存在しない。

よって、特に指摘すべき事項はない。

ウ 実質公債費比率 6.7%

3ヵ年平均は、0.1ポイント低下した。早期健全化基準25.0%に対し大きく下回り、財政は健全な実態にあり、特に指摘すべき事項はない。

エ 将来負担比率 58.9%

平成29年度と比較して6.2ポイント減少した。早期健全化基準350.0%に対し大きく下回り、特に指摘すべき事項は存在しない。

(2) 総括意見

総括審査意見として、平成30年度決算における財政健全化判断比率とその算定基礎を記載した書類は、所定の規定に準拠して作成されており、その比率の算出は的確である。さらに、この法律が定めた4つの財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準の範囲内であり、東御市の平成30年度各決算結果に基づく財政状態は健全であると認めた。

2 公営企業の経営健全化指標審査結果

(1) 総括意見

ア 審査の対象とされた各公営企業会計の資金不足比率とその算定基礎を記載した書類は、所定の

規定に準拠して作成され各比率算定の基礎となる計数は正確である。

イ 財政健全化法が定めた公営企業会計資金不足比率は、分子の実質収支が黒字のため資金不足額は負の値で表示され、資金不足比率は該当しない。

よって特に指摘すべき事項はない。

IV 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）結果

1 監査の方法

あらかじめ提出を求めた予算の執行状況や経営に係わる事業の管理についての関係書類に基づき関係職員から説明を聴取した。

事務事業が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかに対し主眼を置き、抽出により質問・閲覧・数値の分析・比較・突合・実査・確認・視察・立会の方法で実施し、疑義を生じた事項に関しては、追加の質問を行い、期間中の回答を求めた。

令和元年度監査においては、下記の項目、特に基本的な事項に重きを置き、着眼項目とした。

- (1) 事務組織及び職員（臨時職員含む）について
- (2) 各種審議会・委員会等の会議（目的、名簿、出席状況、出席率、会議録）の確認
- (3) 分任出納員による現金収納及び公金管理の方法、管理簿の確認
- (4) 予算の執行状況及び補正予算・予算流用・不納欠損の内容確認
- (5) 調書の確認
 - ・工事請負費調べ
 - ・修繕料調べ
 - ・委託料調べ
 - ・指定管理施設の状況調べ
- (6) 補助金等現況調査シートを用いた財政援助団体等に関する決算の確認
- (7) 前年度（途中経過も含む）監査指摘事項の是正及び改善状況の確認
- (8) 議会特別委員会（予算・決算）からの附帯意見等への対応状況の確認
- (9) 例月出納検査で出された質問事項について（該当する部署のみ）
- (10) その他監査進行上の必要事項

2 監査の結果

総合的に判断した結果、概ね良好であり、財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の管理について否とする事項は存在しない。

事務の執行、事業の管理において、改善に向けた意欲が感じられるが、各部署において温度差はあり、慣行・前例踏襲の改善について検討を要する事項も見受けられた。

今後、厳しい財政運営が将来に亘って続くことが予想され、現状の業務遂行についても大胆な見直しが必要となっていく。縦割りを排し、各部署との横断的な連携を強化しながら、効率的な行政運営、継続的な事務の改善に向けて取り組みを強化し、コスト削減に努力することを期待したい。

3 監査の意見

(1) 各部署共通事項

ア 収入未済額・不納欠損額の適正管理及び処理に関すること

決算基準日（平成31年3月31日）現在における収入未済額・不納欠損額は次表のとおり。収納対策センターにおける庁内の情報共有により、収入未済額の発生と解消に向けて取り組まれた努力の跡が見受けられる。負担の公平性や財源確保の観点からも、引き続き関係部署において管理を徹底し、収入未済額の縮減に努められたい。

また、不納欠損処理の対象案件は、客観的資料を十分に検証し、規則に従って適切に処理を実施されたい。

（単位：円）

所管課	収入未済額の区分	件・人数	収入未済額	不納欠損額
企画振興課	ケーブルテレビ加入者利用料	1	12,600	53,275
税務課	市税など一般会計分(県税除く)	10,978	114,149,287	6,683,611
	国保特別会計	5,942	80,050,732	3,800,711
	後期高齢者特別会計	127	1,210,854	6,100
子育て支援課	保育料	19	891,460	0
人権同和政策課	地域改善地区住宅改修資金等貸付金	20	35,745,398	1,905,689
	同延滞利子分		5,558,482	195,595
福祉課	介護保険料	1,227	8,551,218	370,000
建設課	市営住宅使用料	28	1,565,800	4,150,203
病院事業会計	医療未収金	385	6,822,012	130,020
上下水道課	上水道使用料	3,895	19,918,355	1,295,676
	各種下水道使用料	4,242	15,184,772	1,449,666
教育課	育英資金貸付金	1	600,000	0
平成30年度合計		26,865	290,260,970	20,040,546
平成29年度合計		27,861	305,910,943	55,697,592
増減額		△996	△15,649,973	△35,657,046

（注）収入未済額等の詳細については、各部署の個別事項を参照されたい。

イ 事務処理に関すること

事務処理については、法令や事務処理手順に従った処理が行われている。昨年度指定管理者の更新が行われ、今年度から新たな仕様書による指定管理者の委託事業が実施されていることから、各事業について費用対効果を検証されたい。

また、依然として随意契約が多いが、各契約方法や契約内容について妥当かどうかの検証もされたい。

ウ 予算の執行に関すること

各部署において、執行率の低い項目が散見されたが、正当な理由があるものと判断する。ただし、執行率 0%の項目については次年度予算編成時点で、予算計上の可否を十分に検討されたい。

また、予算編成においてはより厳正に積算根拠を精査し、部長・課長・係長によるチェックを徹底するよう取り組まされたい。

エ 団体に対する市単独補助金に関すること

市単独補助金については、部署によっては見直しを徹底して改善され、削減効果が見られた。しかし、継続交渉中の事案や、支出された補助金の使途、多額の繰越額の問題等がまだあり、引き続き是正に向けて取り組まされたい。

厳しい財政運営の中にあつて、今後も徹底した補助金内容の精査が必要であり、全部署での更なる取り組みを要望する。

オ 組織体制と人員配置について

労働環境の変化により、時間外労働の削減やワークライフバランスの重視など、働き方改革に対して注目が集まっている。限られた時間の中で最大の効果を上げていくためにも、組織体制と人員配置には十分な配慮が必要である。

メンタルヘルス面で長期休暇を余儀なくされる事例も散見される。初期の兆候発見時の対応に万全を期するとともに欠員補充も速やかに行い、職員の適性に配慮した人員配置に努められたい。

カ 公共施設等の管理体制について

市の公共施設等の老朽化が進む中で、全庁的な取り組みの方向性については、平成 28 年度に「公共施設等総合管理計画」が策定され、推進体制として情報の共有化による各部署での管理が示されたが、上下水道施設・学校施設等の長寿命化事業など、各施設管理は個別計画により行うこととされている。

今後、公共施設の適切なマネジメントや効率的利用のため、公共施設を総合的に管理する担当部署を設置するなど、施設管理に精通した担当部署による一元管理が実施できる体制の構築を図られたい。

キ 湯の丸高原高地トレーニングプール建設事業について

湯の丸高地トレーニングプール建設事業については、市民はもちろん市外の耳目も集めているところである。建設及び維持運営に関しては、総力を挙げて目標とする寄附金を集め切ることを確実にされたい。

(2) 各部署の個別事項

改善が必要と認められた事項及び課題・留意事項等についての監査意見の表明は、各部署ごとに列挙するので対処されたい。

なお、事務的で軽微な事項については、監査の時点でその都度指摘し改善を促したので、内容を確認のうえ、各部署等の長の指示により併せて対処されたい。